

北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市行政に係る重要な計画の策定、変更及び廃止について議会の議決を経ること又は議会への報告を義務付けること等により、市行政の計画の段階における議会の監視機能の強化を図り、もって市民の視点に立った透明性の高い市行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市行政に係る重要な計画 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想（次号において「基本構想」という。）
、基本計画、実施計画及び各行政分野における基本的な計画をいう。
- (2) 基本計画 基本構想に基づき市の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画に基づき市の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。
- (4) 各行政分野における基本的な計画 各行政分野における政策の基本的な計画のうち、その策定又は変更をしようとする場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条に規定する手続に準ずる手続を実施するもの（法令又は他の条例の規定に基づき、当該手続と同様の手続を実施するものを含む。）をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

第4条 市長その他の執行機関は、実施計画又は各行政分野における基本的な計画の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なくこれを議会に報告しなければならない。

- 2 市長その他の執行機関は、市行政に係る重要な計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、策定の目的又は変更の理由及びその概要を議会において所管の常任委員会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第5条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の策定、変更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定又は変更の立案過程にある市行政に係る重要な計画のうち、既に策定の目的又は変更の理由及びその概要を議会において所管の常任委員会に報告しているものについては、第4条第2項の規定による報告があったものとみなす。